

議事要旨(4) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、昨年12月に少数株主持分を資本とする方向について暫定合意がなされたことを踏まえて、企業結合専門委員会では関連する論点を検討している旨の説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、関連する論点として、連結損益計算書や純資産の表示、全部のれんと購入のれんの選択適用、子会社が債務超過となった場合の取扱いについて、説明資料〔審議事項(4)-1から(4)-2〕に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

（連結損益計算書や純資産の表示の見直し）

- ある委員より、包括利益の表示の公開草案との関係について質問があった。これに対して事務局側からは、包括利益の表示プロジェクトと企業結合プロジェクトは別個に進めており、時間軸は異なっている旨の回答がなされた。
- ある委員より、会計基準が短期間に何度も変更しないよう配慮が必要である旨の意見があった。
- ある委員より、1 計算書方式の場合、当期純利益の内訳を当期純利益の直後へ表示することは問題ないが、包括利益をさらに調整して親会社株主に係る当期純利益をボトムラインとすることには反対である旨の意見があった。
- ある委員より、コンバージェンスの観点から、純資産の部において非支配持分の内訳を株主資本とその他の包括利益累計額へ区分しないことでもよいのではないかという意見があった。

（全部のれんの取扱い）

- ある委員より、非支配持分を資本とすることは全部のれん方式と整合するように思えるが、IASB で選択適用を認めたことの理由について質問があった。これに対して事務局からは、実務上の配慮であると考えられる旨の回答がなされた。
- ある委員より、負ののれんが生じる場合、非支配持分に係る部分も計上されるとなると、多額に計上されることを懸念する旨の意見があった。
- ある委員より、非支配持分の当初測定について、親会社株主持分について計上した額から推定する方法と非支配持分を時価で計上する方法とは、支配プレミアム相当額が異なるため前者を選択可能とすべきではない旨の意見があった。これに対して事務局からは、前者の方法については、購入のれん方式との比較可能性の観点から論点整理で議論された方法であり、減損損失を持分比率に応じて配分することで購入のれん方

式と同額の親会社株主に係る減損損失が計上される旨の回答がなされた。

- ある委員より、非支配持分を時価で計上した場合、減損損失を持分比率に応じて配分すると、非支配持分が整合性のない金額になる旨の意見があった。

以 上